令 和 7 年 度 事 業 報 告

我が国経済は、政府の分析では、賃上げ率が２年連続で５％を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来たとされる。

しかし、建築分野では、建設資材の高騰や労務費の上昇の影響を受けて建設費は高止まりしており、さらに令和７年４月の建築基準法と建築物省エネ法の改正の影響等もあって、大阪府内の令和7年度新築住宅着工戸数は前年度比17.8%減少となった。

このような状況のもと、令和７年度事業運営では、同年策定の中期経営計画に基づき各事業を推進し、特に建築基準法等改正に的確に対応することを目標の一つに掲げて取り組んできた。その結果、建築確認検査等事業では、大幅に増加した業務量に比べて限られた職員数であったため、時間外勤務時間が前年度を大きく上回る等の相当な負担が生じたものの、担当職員の努力により大幅な収益増となった。また、小規模民間事務所等の報告対象拡大に対応した定期報告事業、大阪府内申請総数が減少したうえに他社との競合が激化している構造計算適合性判定事業、最小限の職員数で効率的に取り組んだ防災評定事業や普及啓発・耐震関連事業、年度を通じて生じた職員の入退職と財団収支が大きく変動する中で迅速に対応した総務事務の各業務を担当する全ての職員が、各々の職務を着実に遂行し財団経営に貢献した。

また、持続可能な財団業務体制の構築とともに、特に建築確認検査機構で顕著な長時間労働の解消に向けて、積極的に新規職員を採用した。加えて、優秀な人材の確保や定着を図るとともに勤務意欲を引き出すため、これまでより一歩踏み込んだ職員給与や福利厚生等の処遇改善に取り組んだ。

こうした取り組みの結果、過去最高額の業務成果期末一時金を職員に支給したうえで、当初予算を大きく上回る収益を上げ、財団としては２年連続の黒字決算を達成した。

第１．管理運営事務

１．評議員会

財団の適正な管理運営を行うため、評議員会を当財団会議室で３回開催した。

（第40回評議員会）
日時　令和７年４月３日（木）15：00～16：25
（第41回評議員会）
日時　令和７年５月23日（金）10：00～11：20
（第42回評議員会）
日時　令和７年11月５日（水）10：00～11：15

２．理事会

財団の適正な管理運営を行うため、理事会を書面開催を含め４回開催した。

（第72回理事会）
日時　令和７年５月８日（木）15：00～16：30
（第73回理事会）
日時　令和７年10月22日（水）10：00～11：30
（第74回理事会）
日時　令和７年12月９日（火）（書面開催）
（第75回理事会）
日時　令和８年３月13日（金）10：00～11：30

３．監事による監査

日　　時　　令和７年５月７日（水）10：00～11：50
監査対象　　令和６年度事業報告、令和６年度収支決算、公益目的支出計画実施報告書
監査結果　　事業の実施及び収支状況、公益目的支出計画の実施は、正確かつ適正であると認める。

４．税理士による会計処理・税務に関する指導

税理士事務所により、毎月１回会計処理及び収支決算の指導を受けた。

５．目標設定票（チャレンジシート）の取り組み

令和７年度も昨年度に引き続き、職員が目標設定票（チャレンジシート）を策定することとし、職員が一年間の組織における自分の役割を整理・確認し、評価者と被評価者が目標を共有することで、仕事に対するやる気の向上、業務の効率化、業務改善、職員の育成・指導を実施し、目標設定票（チャレンジシート）の取り組み成果は、人事評価に反映した。

６．ホームページによる広報活動

建築物防災講演会のWeb配信を含めた開催案内、各事業の最新情報などについて当財団のホームページを更新、情報発信した。

７．顧客満足度（ＣＳ）向上等への取り組み

「CSの向上」と「ESの向上による職場コミュニケーションの活性化」の実現に向け、昨年度に引き続き、５月に外部講師による「接遇&マナー研修」を職員の１／３を対象に実施した。

８．コンプライアンスへの取り組み

財団で働くすべての役職員が、業務の遂行に当たり、法令等を遵守し社会的規範にもとることなく行動するための基本的なルールを９原則からなる「行動憲章」として定め、コンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、公正かつ適正な事業運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営方法を「コンプライアンス規程」として制定している。

① コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス委員から取組み状況等について報告と意見を求めた。議事概要をファイルサーバーの「お知らせ」に掲載した。
② 新規採用職員を対象に研修を行った。
③ 職員の法定外時間外労働の増加を踏まえ、長時間労働の弊害や産業医による健康相談窓口の周知と併せて、３６協定の遵守や時間外労働の事前承認の徹底を求める文書を全職員に発出した。

９．ハラスメント防止の取り組み

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、職員の能力の有効な発揮を妨げ、また、財団にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題である。

１月にWebによるハラスメント防止研修を役職員及に対して実施した。

また、これまで職員に周知してきた「ハラスメントは許しません！」を新規採用職員及び新規に就労開始した派遣職員に周知した。

１０．情報セキュリティへの取り組み

「情報セキュリティポリシー」・「情報セキュリティ規程」に基づき、情報資産を安全かつ

適切に取り扱うため、セキュリティ対策を進めた。

① サイバー攻撃対策として、役職員にセキュリティに対する意識づけを行うため、標的型攻撃メールによる訓練を９月に実施し、その結果を踏まえ、全役職員に対して、注意喚起を行うと共に、標的型メールの見分け方のポイントを発信し、２月に「情報セキュリティ啓発」「ハラスメント防止」の Web による役職員研修を実施した。

② 情報セキュリティ規程にもとづき、各部・各支所で所有する情報システム及び管理の現状を調査、年度末に自主検査・内部監査を実施し、管理・対応状況を再確認した。

１１．業務継続計画（ＢＣＰ）への取り組み

（１）業務継続計画（ＢＣＰ）

南海トラフ巨大地震等による災害やビル火災など、当財団の職員や来訪者、施設・設備が被災したときを想定し、来訪者の安全確保、職員の安否確認・安全確保や業務の早期復旧を行うため、BCPに基づき引き続き取り組んでいる。

① 全職員に BCP を理解してもらうことを目的として「一般財団法人大阪建築防災センター簡易版 BCP シート」の改訂版を作成し全職員に周知した。

② 台風等暴風雨や豪雨等の影響により公共交通機関が運休することが見込まれる場合に、財団及び職員が取るべき行動基準をあらかじめ定めることにより、職員及び顧客の安全確保を図ることを目的とした「非常時」行動基準及び特別休暇運用基準（台風時等の取扱い）を新規採用者全員に研修時に説明を行った。

（２）業務継続計画（ＢＣＰ）「感染症対策編」の策定及び「サイバー攻撃対策編」の検討

①新型コロナウイルスや新型インフルエンザをはじめとする感染症が発生した際に、人命の安全確保、事業への影響の極小化及び迅速かつ効率的な事業の復旧を可能とするための緊急時対応並びに平時における体制整備に関する事項を定めた業務継続計画（ＢＣＰ）（感染症対策編）を１０月に策定し、職員に周知した。

② 業務継続計画（ＢＣＰ）（サイバー攻撃対策編）の策定に向けて検討を進めた。

１２．職員の健康の保持増進の取組み

① 労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を書面開催を含め 10 回開催した。毎回健康に関するテーマを取り上げて、議事概要をファイルサーバーの「お知らせ」に掲載した。

② 労働安全衛生法に基づく年一回のストレスチェックを対象者 100 名に対して令和 7 年 10 月に実施し、全員が受検した。高ストレス者等に産業医の面接勧奨を行い、希望者に対して産業医面談を行った。また、面談を希望しなかった人へは、健康相談窓口でいつでも相談できる旨を伝えた。

③ 職員の長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けて、毎週水曜日を「ノー残業デー」とする取組みを実施した。

④ 職場における熱中症対策及び熱中症の重篤化を防ぐため、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者に対し義務付けられた労働安全衛生規則の改正を受けて、その周知と「職場における熱中症対策の強化について」を作成した。

１３．職員のワーク・ライフ・バランスの充実に向けた取組み

①「骨髄ドナー特別休暇」の創設

骨髄移植のための骨髄等を提供する職員が、提供に必要な通院・入院のために勤務できない場合に特別休暇を認める「骨髄ドナー特別休暇」（5日以内、無給）を４月に創設した。

②「トモニン」マークの取得

厚生労働省の「トモニン」制度に基づき、当財団の取組を登録し、「仕事と介護を両立

できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークを8月に取得した。
　併せて、仕事と介護の両立支援に関する規程・申請書類・制度情報をまとめたフォルダを全職員に周知し、財団ホームページにも取得のお知らせを掲載した。

③ 在宅勤務の実施
　在宅勤務就業規則を１２月に制定し、育児、介護、職員自身の傷病等により、出勤が困難と認められる者に対する在宅勤務を制度化した。

１４．職員採用活動

職員の世代交代による年齢構成の適正化を通じた持続可能な財団業務体制の構築とともに、建築確認検査機構において、令和７年４月施行の建築物省エネ法及び建築基準法の改正による全建築物に対する省エネ基準適合の義務付け、構造規制の合理化及び４号特例の縮小等に対応する審査・検査体制の整備を図るため、また定期報告部において、定期報告件数の増加に対応する事務体制の整備を図るため、財団ホームページや人材紹介会社等を通じて令和７年度中及び令和８年４月採用の職員募集を行い、必要な人材の確保を図った。

１５．協賛事業

① 令和７年度「建築仕上診断技術者」講習
　主　催　公益社団法人ロングライフビル推進協会（ＢＥＬＣＡ）
　開催日　令和７年 10 月８日（水）～10 月 10 日（金）
　場　所　ＫＩＴＥＮＡ新大阪

② 令和７年度「建築・設備総合管理士」（ビルライフサイクルマネージャー）講習
　主　催　公益社団法人ロングライフビル推進協会（ＢＥＬＣＡ）
　開催日　令和７年 11 月 19 日（水）～11 月 21 日（金）
　場　所　新大阪丸ビル別館

③ 第 42 回大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）
　主　催　大阪府、大阪市、公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会近畿支部大阪地域会、一般社団法人日本建築協会
　表彰式　令和８年１月 26 日（月）
　場　所　大阪府庁本館５階　正庁の間

④ 第 35 回「あすなろ夢建築」大阪府公共建築設計コンクール
　主　催　大阪府、公益社団法人大阪府建築士会、大阪府住宅供給公社
　表彰式　令和８年３月25日（水）
　場　所　大阪府咲州庁舎（さきしまコスモタワー）50階　迎賓会議室

⑤ 令和７年度おおさか環境にやさしい建築賞
　主　催　大阪府、大阪市

１６．普及啓発加盟団体

当財団は、下記の団体に参画した。

（１）建築物防災推進協議会
　建築物の防災を推進することを目的に、建築物の防災、維持保全を推進する建築関係中央団体、定期報告取扱地域団体を会員に設立され、定期報告等の普及啓発事業、建築物防災週間のパンフレット等の作成・配布などを行っている。この協議会に地域法人として参画した。

（２）一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会
　全国各地の住宅・建築・まちづくりを推進する公益法人等が、円滑かつ効果的に活動実施

できるよう、活動の展開に必要な共通基盤の整備等を図り、国民生活の安定向上と国民経済の発展に寄与することを目的として設立された。この団体に社員として参画した。

（３）大阪の住まい活性化フォーラム

中古住宅流通やリフォーム・リノベーションに関わる民間団体、事業者、公的団体が連携して、中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図り、府民の住生活の向上と大阪の地域力や安全性の向上に資することを目的として設立された。設立の趣旨に同意し正会員として参画した。

（４）公益社団法人ロングライフビル推進協会（ＢＥＬＣＡ）

建築物（建築設備を含む）に関連する多数の業種の英知を結集して、建築物のロングライフ化に関する事業を行うことにより、良好な建築ストックの形成を推進することを目的として設立された。設立の趣旨に同意し特別会員として参画した。

１７．関係団体への派遣・応嘱

（１）行政関係

名称	役職名
大阪市 「天王寺区区制100周年体感型防災イベント運営業務委託事業者選定会議」	選定委員

（２）団体関係

名称	役職名
一般財団法人日本建築防災協会	評議員 建築物防災推進協議会幹事 特定建築物調査員講習運営委員会 「特定建築物定期調査業務基準」編集部会
公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	評議員
一般社団法人大阪府建築士事務所協会	顧問
公益社団法人大阪府建築士会	建築物耐震評価委員会 委員
大阪府建築健康保険組合	代議員
大阪建築物震災対策推進協議会	幹事 事務局
日本建築行政会議	指定機関委員会 委員 構造計算適合性判定部会 部会員 指定機関部会 部会員
近畿建築行政会議	適判機関部会 部会長 指定機関部会 部会長
一般社団法人近畿建築確認検査協会	理事、経営委員会 委員

第２．建築防災の普及啓発事業

建築物防災週間関連事業として行う建築物防災講演会など、公益目的事業である建築防災の普及啓発事業を推進した。

１．建築防災事業企画委員会

公益目的事業である建築防災の普及啓発事業の検討を行うため、建築防災事業企画委員会を開催した。

（１） 委員会開催状況

開 催 日	会 議 の 内 容
令和７年６月10日	１．令和６年度春季建築物防災講演会について ２．児童向け防災小冊子、一般向け防災冊子の配布状況について ３．防災教育出前講座の実施報告について ４．令和７年度秋季建築物防災講演会及び今後の講演テーマについて
令和７年12月９日	１．令和７年度秋季建築物防災講演会について ２．児童向け防災小冊子、一般向け防災冊子の配布状況について ３．防災教育出前講座の実施報告について ４．令和７年度春季建築物防災講演会及び今後の講演テーマについて

２．令和７年度秋季建築物防災週間関連行事 建築物防災講演会の開催

開催日時　　令和７年９月４日（木）14：00～16：00
Ｗｅｂ配信　　令和７年９月25日～令和８年３月31日
開催場所　　建設交流館　８階　グリーンホール
テ ー マ　　「迫り来る南海トラフ地震による長周期地震動と備え」
講　　師　　大阪管区気象台気象防災部　地震津波対策調整官 田利 信二朗 様
聴 講 者　　125名

３．令和７年度春季建築物防災週間関連行事 建築物防災講演会の開催

開催日時　　令和８年３月５日（木）14：00～16：00
Ｗｅｂ配信　　令和８年３月25日～令和８年９月30日（予定）
開催場所　　建設交流館　８階　グリーンホール
テ ー マ　　「社会変化の中での深刻ビル火災の発生
－火災安全工学の発展と適用の課題－」
講　　師　　神戸大学　名誉教授　北後 明彦 様
聴 講 者　　125名

４．防災啓発冊子の無償配付

地震、火災、風水害などからいかに身を守るか、災害や事故への日頃からの備えや心構え、またその時の行動についてまとめている。

児童向け「みんなで考えよう」は大阪府内の希望する小学校を中心に配付した。

令和７年度小学校配付数　　182校　34,100冊
令和７年度その他配付数　　5,900冊　　計 40,000冊

一般向けの「みんなで備える防災」は大阪府内の希望する中学校や団体等の防災イベント等で配付した。

令和７年度中学校配付数　　526校　41,335冊
令和７年度その他配付数　　20,665冊　　計 62,000冊

５．大阪府住まい・まちづくり教育普及協議会に参画

大阪府住まい・まちづくり教育普及協議会は、小中学校向けに住教育に関する出前講座を実施している。大阪府内の全ての小中学校に案内を送付し、５月７日より申込受付を開始した。

令和７年度は11校の出前講座を実施し、当財団が担当する防災講座は小学校４校を実施した。

６．その他

７月３日（木）～４日（金）にマイドーム大阪で開催された第12回「震災対策技術展」に大阪建築物震災対策推進協議会として耐震啓発ブースを出展し、来場者には耐震化啓発リーフレットなどを配布した。

第３．定期報告事業

令和７年度は、事務所用途の報告対象拡大後、初めての報告年度となった。また、特定建築物調査・建築設備検査・防火設備検査の項目及び様式の告示改正を受けて、大阪府内統一様式を調整し、特定行政庁での様式改正を経て7月から新様式での報告となった。

高槻市の公共建築物点検報告書の受付業務は、予定通り受付及び内容確認を行い高槻市への報告を完了した。

受付方法は、郵送受付（訂正・返却・領収は６階来客フロアに来場いただく方法)、メールによる簡易なオンライン受付（昨年度より３特定行政庁が追加され、大阪府・豊中市・堺市・枚方市・茨木市・箕面市・門真市・和泉市・羽曳野市の９特定行政庁)、遠方受付（全て郵送での方法）の３種類で対応した。

事務所用途の対象拡大に関する、建物所有者・管理者からの定期報告制度に関する問い合わせに対応したとともに、調査者・検査者からの報告書の提出に関する問い合わせに対応し、定期報告制度の運用及び推進を行った。

１．特定建築物、建築設備、防火設備、昇降機及び遊戯施設の定期調(検)査等事業

（１）定期報告業務に関する特定行政庁からの委託業務

次の府内全18特定行政庁からの業務委託により、台帳管理・通知案内等を行った。

大阪府、大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市
寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市

①定期報告の通知業務

定期報告書の提出についての通知書を令和７年６～７月に発送した。（件）

特定建築物	特定建築設備	防火設備	計
10,077	12,528	13,061	35,666

②未報告者に対する督促業務

令和７年度分定期報告未提出者に対する特定行政庁からの督促文書を、令和８年１～２月上旬に発送した。　　（件）

特定建築物	特定建築設備	防火設備	計
4,655	4,712	5,667	15,034

③定期報告の受付件数

令和７年度分の報告及び年度を越え報告のあった令和６年度分（過年度分）を、特定建築物・建築設備・防火設備合計で23,841件受け付けた。

（件）

区　　分	令和６年度分 （過年度分）	令和７年度分	計
特定建築物	2,041	6,049	8,090
建築設備	199	8,410	8,609
防火設備	149	6,993	7,142
計	2,389	21,452	23,841

昇降機及び遊戯施設については、令和７年度は92,670件受付、令和６年度より1,069件増となった。

（件）

区　　分	（参考）令和６年度	令和７年度	増減
エレベーター	82,071	82,801	730増
エスカレーター	7,234	7,462	228増
遊　戯　施　設	57	63	6増
小荷物用昇降機	2,239	2,344	105増
計	91,601	92,670	1,069増

④ 令和７年度報告率

特定建築物は64％（前回81％、22ページ図１参照）、建築設備は72％（前回82％ 22ページ図２参照）、防火設備は62％（前回82％ 23ページ図３参照）と事務所用途の対象拡大により、対象件数及び報告件数は増加したものの、案内通知時期の遅れや報告が初回のため報告率は低下した。

⑤ 高槻市公共建築物点検報告受付数

建築物　　84件
建築設備　　185件
防火設備　　102件

（２）支援サービス業務

① 定期報告調(検)査済証発行件数（支援サービス利用時に発行）

定期報告調査済証（特定建築物）　10,043枚発行
定期報告検査済証（建築設備）　12,507枚発行
定期報告検査済証（防火設備）　13,024枚発行
定期報告検査済証（昇降機等）　92,670枚発行

② ＣＳ及びＥＳ向上の取り組み

令和７年度は９特定行政庁においてオンライン受付を本格的実施した。令和６年度から３特定行政庁が追加され、オンラインでの利便性が増し、受付件数が増加した。

特定行政庁からの委託業務の中心である台帳整備について、事務所用途の対象拡大により、新たに報告があった物件の対象扱いや登録内容との相違点を照会し、台帳精査に繋げることができた。

２．定期報告制度の普及啓発

・動画による情報発信サイトとして「大阪建築防災センター定期報告チャンネル」を運営し、無料の案内動画を14件発信した。
・事務所用途の報告対象拡大や定期報告調査・検査に係る告示改正についての情報ページをホームページに開設したとともに、変更点等の解説を定期報告ニュース（Vol.１～５）として窓口等で配布し、定期報告制度の普及啓発を行った。
・定期報告書作成記入要領2025年版を発行し、解説動画付きで販売を行った。

第４．防災評定事業

より高度な防災性能が求められる高層建築物等について、大阪府内建築行政連絡協議会の要綱に基づき防災評定業務を実施した。

評定にあたっては、学識経験者等による防災評定委員会及び同専門委員会を設け、総合的観点のもとに審議し、75件の防災計画書の評定を行った。

防災評定特定行政庁別集計表

特定行政庁	大阪市	東大阪市	堺市	大阪府外	合計
件数	69	5	1	0	75

第５．耐震関連事業

既存建築物の耐震性向上を図るため、次の事業を実施した。

１．震災対策関連事業

大阪建築物震災対策推進協議会からの受託事業を実施するとともに、協議会の事務局として、行政や建築団体及び事業者団体と連携、協力して府内の既存建築物の震災対策関連の各種事業を実施した。

（１）建築物の耐震診断・改修相談窓口及び耐震性向上に係る情報提供等運営業務

①耐震診断・改修相談窓口の運営

既存建築物の耐震性向上推進のため、公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会近畿支部及び大阪建設労働組合の協力を得て、面接(Web)、電話等による耐震診断・改修相談業務を行った。

期間　　令和７年４月１日～令和８年３月31日

区　分	木造建築物	非木造建築物	宅地・擁壁	その他
電話相談件数	134	90	34	55
面接（Web）相談件数	13	16	3	3
メール相談件数	7	13	3	0

②大阪建築物震災対策推進協議会ホームページ管理運営

府内の建築物等の震災対策を推進するため、既存建築物の耐震性向上及び応急危険度判定に係る普及啓発及び情報提供を図るためのホームページの維持管理を行った。

（２）耐震診断技術者紹介の業務

①一般建築物の耐震診断

建築関係７団体（公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会近畿支部、大阪建設労働組合、NPO法人『人・家・街安全支援機構』、NPO法人耐震総合安全機構近畿支部、［宅地／擁壁］一般社団法人地盤品質判定士会 関西支部）の協力を得て、下記②以外の建築物について、耐震診断を行う技術者（耐震診断技術者）の紹介を、令和７年度は47件(うち宅地/擁壁調査15件)行った。

② 耐震診断費補助制度利用に係る木造住宅耐震診断

大阪建築物震災対策推進協議会員７団体（大阪建設労働組合、建設労働組合大阪協議会、一般社団法人住宅長期支援センター、NPO法人『人・家・街　安全支援機構』、NPO法人信頼できる工務店選び相談所・求められる工務店会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、公益社団法人大阪府建築士会）の協力を得て、大阪府内の耐震診断費補助制度利用に係る木造住宅耐震診断技術者紹介を、令和７年度は70件行った。

③要緊急安全確認大規模建築物所有者への専門家派遣制度の運営

一般社団法人大阪府建築士事務所協会の協力を得て、専門家派遣を希望する要緊急安全確認大規模建築物所有者に対し、専門家の派遣を行うが、令和７年度は専門家派遣の申込みは無かった。

（３）各種講習会等の開催運営業務

大阪建築物震災対策推進協議会主催の各種講習会の運営業務等を行った。

①特定既存耐震不適格建築物等所有者向け耐震診断・改修 Web 説明会／個別相談会

令和７年12月22日（月）～令和８年2月28日（土）視聴回数 165回

個別相談の申込みは無し

②耐震改修工事を行う方向け耐震改修Ｗｅｂ講習

Web配信による講習会を実施

令和７年11月17日（月） 視聴者数　76名

③被災建築物の応急危険度判定講習会

【養成】大阪府建築健保会館にて５回開催　受講者数合計312名

令和７年６月20日（金）　受講者数　34名

令和７年８月26日（火）　受講者数　48名

令和７年10月16日（木）　受講者数　40名

令和７年12月19日（金）　受講者数　34名

令和８年２月10日（火）　受講者数　40名

【更新】Web配信による講習会を実施

令和７年10月１日（土）～令和８年１月31日（土）まで

視聴回数　89回

【行政職員向け】Web配信による講習会を大阪府内の行政職員に実施

令和７年９月１日（月）～令和８年２月28日（土）まで

参加人数　116名

④大阪府被災宅地危険度判定士講習会
【養成】大阪府建築健保会館にて２回開催　受講者数合計64名
令和７年９月18日（木）　受講者数　31名
令和７年 11 月 21 日（金）　受講者数　33 名

第６．建築確認検査等に関する事業

大阪府内で最初の指定機関として知事指定（平成11年７月）を受け、建築物に係る安全安心の確保を目的として建築確認検査等業務を行っている。

顧客ニーズに応えるため、確認検査とあわせて、適合証明、住宅瑕疵担保保険、省エネ適合性判定、住宅性能評価、長期優良住宅等の業務をワンストップサービスで行っている。

令和７年度は、４月からの改正建築基準法・建築物省エネ法施行による４号特例縮小や新築建築物への省エネ基準適合義務化による大幅な業務量の増加に対応した、効果的な実施体制を整備し円滑な業務の推進に努めた。

枚方支所については、９月に体制強化を図るため業務縮小を行い、令和８年３月末をもって閉所した。

業務量が増加する中で、各種審査・検査・判定・評価業務等を「親切・迅速・確実・丁寧」をモットーに、信頼され、選ばれる大阪建築防災センターを目指し取り組んだ。

１．実績等

令和７年度は、改正建築基準法・建築物省エネ法施行による大幅な業務量の増加により処理件数が伸び悩んでいること及び建設費の高騰による戸建住宅の着工減などの影響で低調な状況が続いている中で、建築確認受付件数4,006件（前年度比272件減）、中間検査4,385件（前年度比188件増）、完了検査3,833件（前年度比10件増）となった。建築確認と検査の合計では前年度に比べて75件、0.6%の減となった。

住宅性能評価、長期優良住宅等は令和６年１月からの登録住宅性能評価機関の業務開始後は、確認検査業務等とワンストップで利用できる利便性から、各種業務を順調にこなしており、年間の件数は1,214件から1,535件と前年度の1.26倍となった。

	7年度			6年度	対前年度実績比率
	目標件数	実績件数	目標達成率	実績件数	
建築確認（計変、設備、工作物含む）	4,150	4,006	96.5%	4,278	93.6%
中間検査	4,000	4,385	109.6%	4,197	104.5%
完了検査	3,700	3,833	103.6%	3,824	100.3%
合　計	11,850	12,224	103.2%	12,299	99.4%
住宅性能評価	250	357	142.8%	237	150.6%
長期優良住宅等	740	798	107.8%	643	124.1%
ＢＥＬＳ	200	251	125.5%	174	144.3%
低炭素	10	8	80.0%	1	800.0%
住宅省エネ証明等	50	121	242.0%	159	76.1%
合　計	1,250	1,535	122.8%	1,214	126.4%

住宅金融支援機構適合証明	1,800	1,770	98.3%	1,968	89.93%
住宅瑕疵担保責任保険	1,550	1,512	97.5%	1,538	98.3%
省エネ適判	1,300	1,052	80.9%	88	1195.5%

２．会員制度（メール便りの会）の実施状況

メール便りの会(平成28年度から実施)

加入会員数　　410 者

３．適確な業務の実施

建築確認検査業務を適確に実施するため、令和７年度は「支所長会議」を４回開催し、各支所の実績報告と営業の取組み、法改正への対応、電子申請及び各種顧客サービス、事業計画などについて意見交換し検討を行った。

４．Web 事前相談の実施と電子申請の取り組み

Web事前相談は平成28年12月１日より本格実施しており、来所せずに24時間いつでも送信できるなど利便性の評価は高い。

また、電子申請については、令和５年度から４号建築物及び２号戸建住宅を対象に受付を開始後、令和６年10月から全ての建築物に対象を拡大し、利用件数は増加している。

電子申請実績

	登録者数	対前年比	確認・検査件数	対前年比
6年度	808	－	3,692	－
7年度	1,174	145.3%	7,084	191.9%

５．日本建築行政会議指定機関委員会

日本建築行政会議の運営を充実するため、平成25年度より特別委員会として指定機関委員会が設置されている。本委員会は、指定確認検査機関等の社会的使命を実践するため、下記の事項を活動の目的としており、当財団も委員として参画している。

①指定確認検査機関等の在り方に関すること

②建築行政に係わる制度の改善・提案に関すること

③その他指定確認検査機関等として必要な事項に関すること

構成メンバーは、行政会議理事５機関、大臣指定３機関、地域ブロック８機関の計16機関の委員で構成されている。

令和７年度は指定機関委員会２回、指定機関部会７回開催された。

６．確認検査業務の実施状況に関する特定行政庁検査

建築基準法第77条の31第１項及び第２項の規定及び大阪府指定確認検査機関検査監督要領に基づき、大阪市、寝屋川市、岸和田市、大阪府による検査が実施された。

（大阪市）　日　時　令和 7年 11月 27日（木）　13：00～17：00

（寝屋川市）　日　時　令和 7年 11月 27日（木）　13：00～17：00

（岸和田市）　日　時　令和 7年 11月 27日（木）　13：00～17：00

（大阪府）　日　時　令和 8年　3月 12日（木）　13：00～17：30

場　所　いずれも　当財団　会議室

７．監視委員会の開催状況

確認検査業務規程に監視委員会の設置が定められており、半期ごとに確認検査業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等を受け、結果を大阪府知事に報告した。

（１）委員の構成

委員長　　（建築物の構造に関する学識者）
委員　　（弁護士会の推薦する者）
委員　　（消費者団体の推薦する者）
委員　　（建築計画及び意匠に関する学識者）
委員　　（建築設備に関する学識者）
委員　　（当財団の監事）

（２）業務の内容

・業務規程の審議
・理事会議事録の確認
・技術的検査員の指名
・技術的検査結果の確認
・係争事件に係る監査
・その他業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等

（３）監視委員会の開催(原則年２回)

第１回　　令和７年８月21日（木）　10：00～11：00
第２回　　令和８年２月19日（木）　10：00～11：00

（４）技術的検査の実施（年２回）

監視委員会開催に先立ち、監視委員会が指名した第三者による判定業務に関する技術的検査を実施した。

第１回　　令和７年７月９日（水）　10：00～16：00
第２回　　令和８年１月13日（火）　10：00～16：00

８．確認検査業務規程第 50 条に基づく内部監査の実施状況（原則年１回）

日　時　　令和８年２月２日（月）、令和８年２月３日（火）
監査員　　執行理事　川端　博之

第７．構造計算適合性判定に関する事業

高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物については、建築基準法の規定に基づき構造計算適合性判定が義務づけられており、当財団では平成19年５月に大阪府知事の指定を受け、建築物の構造計算適合性判定を行っている。

令和５年６月に大阪府構造計算適合性判定委任基準の見直しが行われ、従来の３機関から新たに２機関が加わったことで、以前にも増して競争が激化し、今後さらに受諾件数は減少するものと予想される。

こうしたことから、Webによる事前審査の実施、適合判定通知書及び申請書副本の宅配サービス、電子申請の実施など、顧客の要望に親切かつきめ細かく対応するＣＳ向上の取り組みを実施し、受諾件数の増加に努めてきた。

令和６年４月より開始した電子申請の利用件数については、76件、本申請件数の約26％、前年度実績の約５倍と増加傾向にあるが、府外事務所利用件数は伸び悩んでいる状況が続いた。

電子申請に係る新たな取り組みとして、11月電子申請本申請受付分から適合判定通知書の電子交付を開始した。

今後も引き続き、府内構造事務所に対しては訪問営業を実施するとともに、訪問営業が困難な府外構造事務所に対しては、申請の機会を捉えてWebによる事前審査、通知書・副本の宅配サービス、電子申請などの取り組みの周知を図る。

１．判定業務

（１）業務区域

大阪府全域

（２）業務範囲

全ての判定対象建築物

２．判定員数

内部判定員　　５人(うち、１名は建築確認検査機構兼務)

委託契約判定員　　12人(うち、６名は大阪府内勤務又は在住判定員)

判定業務は内部判定員による判定を基本とし、委嘱契約判定員については、大規模物件（２人判定）を中心に協力を得た。

３．構造計算適合性判定の受諾状況等

確認申請単位の件数

		令和７年度	令和６年度	令和５年度
判定受諾件数		286件	389件	482件
うち	計画変更	20件	29件	33件
	任意判定	０件	０件	０件
	大臣認定プログラムによるもの	０件	０件	０件
判定結果件数		288件	387件	482件
うち	計画変更	20件	29件	33件
	任意判定	０件	０件	０件
	大臣認定プログラムによるもの	０件	０件	０件
判定処理件数（判定取り下げを含む）		288件	387件	482件

規模別判定受諾状況（面積別・棟数）　　286件296棟

年　度	規模／項目	200㎡以下	200㎡超～500㎡以下	500㎡超～1,000㎡以下	1,000㎡超～2,000㎡以下	2,000㎡超～3,000㎡以下	3,000㎡超
令和５年度	判定棟数	80棟	64棟	101棟	163棟	64棟	71棟
	構成比率	14.7%	11.8%	18.6%	30.0%	11.8%	13.1%
令和６年度	判定棟数	11棟	61棟	73棟	126棟	56棟	74棟
	構成比率	2.7%	15.2%	18.2%	31.4%	14.0%	18.5%
令和７年度	判定棟数	15棟	38棟	64棟	85棟	51棟	43棟
	構成比率	5.1%	12.9%	21.6%	28.7%	17.2%	14.5%

（注）四捨五入の関係によりパーセント表示の合計は100%とならない場合があります。

４．判定業務の円滑化への取り組み

（１）Webによる事前審査

申請の利便性を高めるため、平成29年２月からWebによる事前審査を実施した。

（令和７年度実績：254件）

（２）適合判定通知書、副本の宅配サービス

平成28年11月から適合判定通知書、副本の宅配サービスを実施した。

（令和７年度実績：35件）

（３）電子申請

申請の利便性を高めるため、令和６年４月から電子申請を実施した。

併せて10月から申請システムを一部変更し、電子申請の件数増に努めた。

（令和７年度実績：76件）

（４）電子申請に係る適合判定通知書の電子交付

11月本申請受付分より通知書の電子交付を開始した。

（令和７年度実績：46件）

５．構造計算適合性判定業務の実施状況に関する大阪府の検査

判定業務の実施状況について、大阪府による建築基準法第77条の35の17第１項の規定に基づく検査を受検した。

日　時　令和７年９月26日（金）　13：15～17：00

場　所　当財団大会議室

６．監視委員会の開催状況

構造計算適合性判定業務規程第33条の規定に基づき、判定業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査を受け、その結果を大阪府知事に報告した。

（１）委員の構成

委員長　　（建築物の構造に関する学識者）

委員　　（弁護士会の推薦する者）

委員　　（消費者団体の推薦する者）

委員　　（当財団の監事）

（２）業務の内容

・業務規程の審議

・理事会議事録の確認

・技術的検査員の指名

・技術的検査結果の確認

・係争事件に係る監査

・その他業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等

（３）監視委員会の開催（年２回）

第１回　令和７年８月21日（木）　11：00～12：00

第２回　令和８年２月19日（木）　11：00～12：00

（４）技術的検査の実施（年２回）

監視委員会開催に先立ち、監視委員会が指名した第三者による判定業務に関する技術的検査を実施した。

第１回　平成７年７月17日（木）　10：00～12：00

第２回　令和８年１月19日（月）　10：00～12：00

７．構造計算適合性判定業務規程第31条に基づく内部監査の実施状況（原則年１回）

日　時　令和８年２月６日（金）

監査員　執行理事　秦　一博

８．判定相談員会議

構造計算適合性判定業務規程第15条の規定に基づき、判定を行うにあたって高度な知識が要求されるなど、必要があると認めるときに、構造計算に関して専門的な識見を有する者からの技術的助言を求めた。

第62回　令和７年８月22日（金）　10：00～12：00
第63回　令和８年２月20日（金）　10：00～12：00

９．近畿建築行政会議適判機関部会

構造計算適合性判定業務に関して、近畿ブロックとしての統一を図るため、近畿建築行政会議適判機関部会に参加し、受諾状況、進捗状況の報告、意見交換などを行った。

適判機関部会メンバー　(一財)大阪建築防災センター
(一財)日本建築総合試験所
(一財)日本建築センター
(公財)兵庫県住宅建築総合センター
(株)建築構造センター
(一財)ベターリビング

日　時　令和７年10月１日（水）　14：00～16：00
場　所　(一財)日本建築総合試験所　会議室

議事の内容
業務状況(受諾件数、判定日数)
電子化の状況についての意見交換
日本建築行政会議適判部会活動報告
近畿建築行政会議での報告案の確認